

第116号議案

府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び府中市モーターボート競走条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月30日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う
ものであります。

府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び府中市モーターボート競走条例の一部を改正する条例

(府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年3月府中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

(府中市モーターボート競走条例の一部改正)

第2条 府中市モーターボート競走条例（昭和30年7月府中市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考（第1条関係）

府中市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>法第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額）</p> <p>第3条 <u>法第243条の2の7第1項</u>に規定する条例で定める額は、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省 略</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>法第243条の2第1項</u>の条例で定める額）</p> <p>第3条 <u>法第243条の2第1項</u>に規定する条例で定める額は、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省 略</p>

参 考（第2条関係）

府中市モーターボート競走条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>（職員の賠償責任の免除）</p> <p>第13条 企業法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の全部又は一部を免除する場合には、議会の同意を得なければならない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（職員の賠償責任の免除）</p> <p>第13条 企業法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の全部又は一部を免除する場合には、議会の同意を得なければならない。</p>